

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第129回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和5年1月20日（金）9時30分～10時59分

Web審議による開催

第2 出席者

(1) 委員（敬称略）

三友 仁志（部会長）、佐藤 治正（部会長代理）、大谷 和子、
川濱 昇、西村 真由美、藤井 威生、森 亮二、山下 東子

（以上8名）

(2) 専門委員（敬称略）

相田 仁

（以上1名）

(3) 総務省

竹村総合通信基盤局長、木村総合通信基盤局電気通信事業部長、
近藤総合通信基盤局総務課長、
植松事業政策課市場評価企画官、
片桐料金サービス課長、寺本料金サービス課企画官、
柴田料金サービス課課長補佐、
山口電気通信技術システム課長、
安藤電気通信技術システム課番号企画室長

(4) 審議会事務局

福田情報流通行政局総務課課長補佐

第3 議題

(1) 答申事項

ア 電気通信事業法施行規則等の一部改正について【諮問第3155号】

- イ 電気通信事業法施行規則等の一部改正について【諮問第3156号】
- (2) 「諮問を要しない軽微な事項について」（平成20年9月30日 情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第5号）の一部改正について
- (3) 諮問事項
 - ア 電気通信事業法第30条第3項第2号の規定により禁止される行為の相手方となる電気通信事業者の指定について【諮問第3158号】
 - イ 電気通信事業法施行規則等の一部改正について【諮問第3159号】
 - ウ 電気通信事業法施行規則等の一部改正について【諮問第3160号】
 - エ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（令和5年度の接続料の改定等）について【諮問第3161号】

開 会

○三友部会長 皆様、おはようございます。ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第129回を開催いたします。本日はウェブ会議を開催しており、委員8名全員が出席されておりますので、定足数を満たしております。

ウェブ審議となりますので、皆様、御発言の際にはマイク及びカメラをオンにして、お名前をおっしゃっていただいてから御発言をお願いいたします。

また、傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみの傍聴とさせていただきます。

それでは、お手元の議事に従いまして議事を進めていきたいと思っております。

本日は数が多く、答申事項2件、諮問を要しない軽微な事項についての一部改正、そして諮問事項4件でございます。

議 題

(1) 答申事項

ア 電気通信事業法施行規則等の一部改正について【諮問第3155号】

○三友部会長 初めに、諮問第3155号「電気通信事業法施行規則の一部改正について」、審議いたします。

本件は、令和4年11月25日開催の当部会におきまして総務大臣から諮問を受け、当部会において審議を行い、令和4年11月26日土曜日から、12月26日月曜日までの間、意見募集を実施いたしました。その結果を踏まえ、接続委員会において調査・検討を行っていただきました。

本日は、接続委員会の相田主査より、委員会での検討結果について御報告をいただきます。

それでは相田主査、よろしく願いいたします。

○相田接続委員会主査 接続委員会の主査を務めております相田でございます。

それでは、諮問第3155号「電気通信事業法施行規則等の一部改正」につきまして、接続委員会における調査・検討の結果を御報告させていただきます。

資料129-1を御覧ください。資料下側の通し番号7ページに、本件改正の概要についての記載がございます。

本件は、昨年9月の情報通信審議会答申「固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度等の在り方」、及び長期増分費用モデル研究会における検討結果を踏まえ、電話網のIP網への移行期間中におけるワイヤレス固定電話の接続料の算定方法に係る規定や、その他所要の規定の整備を行うものです。

本改正案につきましては、先ほど三友部会長から御紹介がございましたとおり、昨年11月26日から12月26日までの間、意見募集が行われ、2社からの意見提出がございました。

これを受けて、今月10日から13日にかけてメール審議によりまして開催いたしました接続委員会におきまして、本改正案及び提出された意見に対する考え方について検討を行い、当委員会としての考え方を整理いたしました。

当委員会といたしましては、資料下側の通し番号1ページでございます報告書に示しましたとおり、本件、電気通信事業法施行規則等の一部改正につきましては、諮問のとおり改正することが適当と認められる旨、御報告させていただきます。

なお、提出された意見及びその考え方につきましては、報告書の別添として、資料下側の通し番号2ページから4ページに取りまとめております。その詳細につきましては総務省から御説明いただけるということですので、よろしくお願いいたします。

○柴田料金サービス課課長補佐 総務省でございます。それでは資料129-1、下の通し番号2ページ目にお進みいただきまして、提出のありました御意見とそれに対する委員会として取りまとめた考え方を御説明させていただきます。

本件に対し、ソフトバンク及び楽天モバイルから御意見をいただいております。

3ページ目、意見1はソフトバンクから、本改正案は妥当との御意見です。こちらについては、右側、考え方1のとおり、賛同の御意見として承るものでございます。

続きまして意見2は、楽天モバイルから、ワイヤレス固定電話の提供に係る認可等の運用が厳格に行われるようにとの御意見です。こちらに対しての考え方は、右側、考え方2でございますが、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第5項により、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社は、原則、自ら設置する電気通信設備を用いることとされており、他者設備の利用は、「電話の役務をあまねく目的業務区域において適切、公平かつ安定的に提供することを確保するた

めに必要があると認められる場合」に限り、例外的に認められていると承知しています。

現段階では、同法に基づく申請は行われていないと承知していますが、ワイヤレス固定電話の提供に係る認可申請が行われた際には、日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則（昭和60年郵政省令第23号）第2条の3の規定に基づき、総務省による認可審査が適切に行われると承知しています、と記載しております。

御説明は以上でございます。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○三友部会長　　どうも御説明ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御意見あるいは御質問がございましたらば、チャット機能にてお知らせをいただきたいと思います。いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

それでは、特に御意見、御質問がないようでございますので、諮問第3155号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○三友部会長　　それでは、案のとおり答申することといたします。相田主査、ありがとうございます。

イ 電気通信事業法施行規則等の一部改正について【諮問第3156号】

（2）「諮問を要しない軽微な事項について」（平成20年9月30日 情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第5号）の一部改正について

○三友部会長　　続きまして諮問第3156号、こちらも相田主査にお願いしなければいけません。諮問第3156号「電気通信事業法施行規則等の一部改正について」、審議をいたします。

本件は、令和4年11月25日開催の当部会において総務大臣から諮問を受け、当部会において審議を行い、令和4年11月26日土曜日から12月26日月曜日までの間、意見募集をいたしました。その結果を踏まえ、電気通信番号委員会において調査・検討を行っていただきました。

本日は、同委員会の相田主査より委員会での検討結果について御報告をいただきます。

また、電気通信事業法施行規則の一部が改正されることに伴いまして、電気通信事業部会決定である「諮問を要しない軽微な事項について」において、諮問を不要とする号

の追加、及びそれに伴う項ずれが発生することから、当該事項について事務局から引き続き説明をしていただき、質疑につきましては答申事項と併せて対応させていただきたいと思っております。

それでは、引き続きで恐縮ですけれども、相田主査、よろしくお願ひいたします。

○相田電気通信番号委員会主査 今度は電気通信番号委員会の主査としての相田でございます。

諮問第3156号「電気通信事業法施行規則等の一部改正」につきまして、資料129-2により、電気通信番号委員会における調査、検討の結果を御報告させていただきます。

本件は、令和3年12月8日付情報通信審議会答申「デジタル社会における多様なサービスの創出に向けた電気通信番号制度の在り方」を踏まえ、音声伝送携帯電話番号の指定条件緩和を行おうとするものです。

本件につきましては、先ほど三友部会長から御説明いただきましたとおり、前の案件と同じですけれども、昨年11月26日から同年12月26日までの間、総務省において意見募集が行われました。こちらにつきましても全部で2件の御意見が提出され、改正案に反対する意見はございませんでした。

それらの意見を踏まえまして、本年1月17日に開催いたしました電気通信番号委員会において、電気通信事業法施行規則等の一部改正案及び提出された意見に対する考え方について検討を行いました。

その結果、資料129-2の、右下のページでいうと1ページ目に報告書がまとめられておりますけれども、記載のとおり電気通信番号施行規則等の一部改正につきましては、諮問のとおり改正することが適当と認められるとの結論を得ましたので、その旨御報告させていただきます。

提出された意見、及びそれに対する当委員会の考え方につきましては、報告書の別添として右下の2ページ目以降に取りまとめてございます。その具体的な内容につきましては総務省から御説明いただけるとのことですので、よろしくお願ひいたします。

○安藤電気通信技術システム課番号企画室長 総務省番号企画室の安藤でございます。よろしくお願ひいたします。

まず資料129-2を御覧ください。ページ右下6ページを御覧ください。

今般、音声伝送携帯電話番号の指定条件緩和に向けまして、電気通信事業法施行規則

等の一部改正を検討してございます。

現在、電気通信番号計画におきましては、音声伝送携帯電話番号の指定を受けることができる電気通信事業者をMNOのみに限定しているところでございます。この点につきまして、MVNOによる多様な付加価値サービスの創出・提供を実現するため、MVNOに音声伝送携帯電話番号の指定ができるように、今般、制度改正を検討しているものでございます。

資料右下9ページを御覧ください。具体的には、まず緊急通報につきまして、MVNOがMNOのように多数の緊急通報受理機関と直接接続することが難しいとの意見もありますことから、提供エリアの一部または全部において、ホストMNOあるいはMVNOの間で協議を通じ、ホストMNOのネットワークを介した緊急通報の実現を認めることといたしたく思います。

次に、携帯電話の基地局の免許を受けていることの条件の代替といたしまして、MVNOが番号を適切に利用して音声サービスを行うために、音声呼の制御に必要な設備の設置を新たな条件として求めること、加入者情報の管理・認証に必要な設備を設置するとともに、IMS Iの指定を受けることを新たな条件として求めることとさせていただきます。

最後に、電気通信事業法の技術基準の適用を受けない場合にあっては、番号指定後に当該技術基準の適用を受けることを前提に、当該技術基準への適合を確認していることを必要条件として求めることとしたく思います。

ページが前後して恐縮でございますが、右下2ページを御覧ください。昨年11月26日から12月26日までの31日間、本改正に係るパブリックコメントを実施いたしました。個人から1件、企業から1件の意見提出がございました。

ページを一枚おめくりください。個人からは、本件について御賛同をいただきつつ、MNOがMVNOとの連携について非協力的な態度を取ることに懸念がございました。

こちらにつきましては、MVNOが実質的に参入できないこととならないよう、総務省において事業者間協議の状況を注視し、必要に応じて対応を検討することが適切と考えております。

企業、KDD I株式会社からの御意見につきましては、MNOと同様にMVNOも技術基準に準拠することが重要であるとの御賛同の意見をいただいております。

以上を踏まえまして、4ページでございますが、本件の答申書案につきまして、諮問どおり改正することが適当と認められる旨を記載してございます。

以上、何とぞ御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○三友部会長 続けて、軽微な事項についての御説明お願いいたします。

○福田情報流通行政局総務課課長補佐 引き続き事務局から、電気通信事業部会決定「諮問を要しない軽微な事項について」の一部改正について御説明させていただきます。お手元の資料129-3、表紙をおめくりいただいて、ページ番号2のページを御覧ください。

本件は2点の改正がございます。まず、電気通信事業法施行規則第27条の2の2の第2項の改正によりまして、改正前の同項第1号が改正後の同項第1号イに、改正前の同項第2号が改正後の同項第1号ロに、それぞれ変更されることによりまして、この点を「諮問を要しない軽微な事項について」に反映させることが1点目でございます。

また、この同施行規則第27条の2の2第2項第2号に新設された条件は、電気通信番号規則別表第4号に掲げる音声伝送携帯電話番号の指定を受けて提供されるものでありまして、この条件については該当性の判断が容易であることから、当該条件に合致する際にも諮問を不要とするように、この2号の追加を行うことが2点目でございます。

これらはいずれも省令改正に伴う形式的な変更であり、特段の問題はないと考えております。

具体的な規定に関しましては、資料129-3の3ページ以降を御覧ください。

説明は以上でございます。

○三友部会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして、御意見あるいは御質問がございましたらば、チャット機能にてお申出をお願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、特に御意見あるいは御質問ございませんので、諮問第3156号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三友部会長 ありがとうございます。

また、諮問を要しない軽微な事項については、案のとおり改正したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三友部会長 ありがとうございます。それでは、案のとおり改正することといたします。相田主査、ありがとうございました。

○相田電気通信番号委員会主査 ありがとうございます。

(3) 諮問事項

ア 電気通信事業法第30条第3項第2号の規定により禁止される行為の相手方となる電気通信事業者の指定について【諮問第3158号】

○三友部会長 続きまして、諮問事項に移ります。諮問第3158号「電気通信事業法第30条第3項第2号の規定により禁止される行為の相手方となる電気通信事業者の指定について」、総務省から説明をお願いいたします。

○植松事業政策課市場評価企画官 総務省の事業政策課の植松です。よろしくお願いいたします。

それでは、資料129-4、電気通信事業法第30条第3項第2号の規定により禁止される行為の相手方となる電気通信事業者の指定につきまして、御説明させていただきます。なお、資料の中に一部委員限りの記載がございますので、その点につきましては御留意いただけましたらと思います。よろしくお願いいたします。

資料を一枚めくっていただきまして、概要資料のパワーポイントです。通番の2ページ目を御覧ください。

現在、電気通信事業法第30条第1項の規定に基づきまして、NTTドコモが禁止行為規制の対象事業者として指定されております。

上の枠内の1つ目の丸ですが、NTTドコモの特定関係法人である電気通信事業者のうち、電気通信事業法第30条第3項第2号に規定する不当な優遇禁止の対象となる電気通信事業者としまして、資料の上の枠の①から⑧の事業者を告示により指定しているところでございます。

2つ目の丸でございますが、今般、当該告示により指定されております電気通信事業者のうち、NTTぷららの1者につきましては指定解除、NTTレゾナントとNTTデータの2者につきましては新たに指定をすることとして、告示の改正を行いたいと考えております。

具体的には、1者の指定の解除につきましては、NTTドコモが令和4年7月にNT

Tぷららを吸収合併しまして、NTTぷららの電気通信事業につきましてNTTドコモが承継することとなっております。したがって、NTTぷららの指定を解除するものとして考えております。

また、2者の新たな指定の追加につきましては、電気通信役務の契約数が5万以上となっているものについて指定しているところでございますが、NTTレゾナントにつきましては、令和4年7月にNTTコミュニケーションズからコンシューマー事業の移管を受けておまして、公衆無線LANアクセスサービス、インターネット接続サービス、MVNOサービス及びFTTHアクセスサービスにつきまして、現在NTTレゾナントが当該サービスを提供しております。したがって、当該サービスにつきまして、NTTレゾナントへ移管される前から、契約数が継続的に5万以上となっているところでございます。

また、NTTデータにつきましては、令和3年6月末以降、MVNOサービスにつきまして継続的に5万以上となっているところでございます。

以上によりまして、次のページの指定告示の告示案のとおり、左側の改正前の六の株式会社NTTぷららを削除しまして、右側の改正後の六、株式会社NTTデータと、八をNTTレゾナント株式会社として追加する、指定告示の改正案を諮問させていただきたいと思っております。

なお、実際の告示案につきましては、通番の9、10ページに添付させていただいております。

その他、通番の4ページ以降は参考資料となりますので、説明につきましては時間の関係上、割愛させていただきます。

総務省の説明は以上になります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○三友部会長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見あるいは御質問がありましたらよろしくお願いいたします。

それでは大谷委員、よろしくお願いいたします。

○大谷委員 大谷でございます。今、総務省から御説明のあった内容そのものについては特に異議がなく、告示の変更について問題ないと考えているところですが、NTTぷららが吸収合併されて解散したのが昨年7月のことでもありますので、こういった手続を改めてしなくてもいいような、存在していない会社への指定が自動的になくな

るような仕組みを今後考えていかれてもいいのではないかと思います。

現行の制度の下では、こうやって丁寧に指定の解除を行っているのは認識しておりますので、今後可能であればですけれども、指定の解除手続を個別にしないで済むような方策も考えられてもよいのではないかと思いますので、一言申し上げました。

以上でございます。

○三友部会長 どうもありがとうございます。大変重要な御意見だと思いますが、総務省、いかがでしょうか。

○植松事業政策課市場評価企画官 ありがとうございます。御意見いただきましたお話につきましても、今後、どういった手続が取れるかにつきまして検討させていただければと思います。ありがとうございます。

○三友部会長 大谷委員、よろしいですか。

○大谷委員 はい、大丈夫でございます。

○三友部会長 ありがとうございます。そのほかにいかがでしょうか。

それでは森委員、お願いいたします。

○森委員 ありがとうございます。私も大谷委員の御意見に賛成です。

これ、結構難しい話といたしますか、会社がどのタイミングでなくなるのかは、案外実務的には難しいところがいろいろあるかと思いますので、むしろこうやって一回一回その指定を解除することをやるのがいろいろ難しい面が出てきます。

例えば、解散決議があったら指定を解除するとしましても、解散しても事業活動が継続する場合がありますし、また、「解散を一回したけど解散するのを」やめる、みたいな特別決議も可能だったりします。

ですので、固いところでは清算が終了したら指定が外れることにするとか、そういうふうに決めておいて、もう完全になくなったら指定がなくなると。変な話、別に事業活動をしていなくても、その状態で指定されていても特に不利益はないのではないかと思いますので、今の森委員の御意見は、若干難しい内容を含んでおりますけれども、そうしていただくと一回一回指定解除手続をするよりはいいのかなと現時点では私も思っております。

以上です。

○三友部会長 ありがとうございます。御意見ということでよろしいでしょうか。

○森委員 はい、そうです。ありがとうございました。

○三友部会長 ありがとうございます。そのほかにいかがでしょうか。

総務省よろしいですか。

○植松事業政策課市場評価企画官 ありがとうございます。そうですね、今、森委員からいただいた御意見も踏まえて、手続の部分については、どういった方法があるかは今後検討できるか考えていければと思います。ありがとうございます。

○三友部会長 ありがとうございます。そのほか、よろしいですか。

それでは、本件につきましては、総務省から電気通信事業者の指定の内容を報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告をし、広く意見の募集を行うことといたします。

本件に関する意見招請は、1月21日土曜日から2月20日月曜日までといたしますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三友部会長 それでは、その旨決定することといたします。ありがとうございます。

イ 電気通信事業法施行規則等の一部改正について【諮問第3159号】

○三友部会長 続きまして、諮問第3159号「電気通信事業法施行規則等の一部改正について」、総務省から説明をお願いいたします。

○寺本料金サービス課企画官 料金サービス課の寺本でございます。よろしくお願いたします。資料129-5に基づきまして御説明をさせていただきます。

資料をおめくりいただきまして、通し番号の3、右肩に1ページとございますページを御覧ください。今般の改正の概要を記載しております。

まず1点目が①長期増分費用方式によるIP網への移行期間中のユニバーサルサービス補填額算定方法について。2点目が②ワイヤレス固定電話の提供開始に伴うユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填に係る規定の整備の2本柱としております。

まず①についてですが、こちらは第8次PSTNモデルと第9次IPモデルによる補填額算定時の加重平均値をとって補填額とするものです。こちらは接続料算定時と同一の比率を適用することを考えております。

②につきましては、加入電話のワイヤレス固定電話への置き換えによる効率性向上の効果を反映させるために、ワイヤレス固定電話となっている回線への補填額を控除する

というのが1点目。2点目が、ワイヤレス固定電話の離島特例通信をユニバーサルサービスの対象外とする、また、緊急通報については、加入電話の緊急通報に係る補填の扱いを踏襲する。3点目がその他必要な規定の整備となっております。

次におめくりいただきまして、2ページ目、3ページ目は、今般の改正の基となりました、「固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度等の在り方」、情報通信審議会の答申の概要を記載しております。本答申につきましては、昨年11月、12月と改正省令を諮問させていただきましたが、今回が最後の改正となりますので、御参考までに添付をしております。

それでは、改正内容の詳細になりますが、右肩4ページ目を御確認ください。

こちら、改正概要にございました①のIP網への移行期間中のLRICモデルによる接続料及びユニバーサルサービス補填額の算定についての説明の資料となります。

まず上段に、接続料の算定の説明をしておりますが、第8次PSTNモデルと第9次IPモデルを組み合わせて、令和4年度から加重平均で接続料を算定していく規定を、令和3年に情報通信審議会で答申いただきまして、こちらは制度整備を済ませております。

右側真ん中辺りに、「トラヒック移行割合で加重平均」として黒い四角で囲っておりますが、1年目はPSTN91%、2年目は66%、3年目は23%という形で加重平均を移行させていくことを予定しております。

それを踏まえまして、ユニバーサルサービスの補填額についても同様の割合で加重平均を取るのが、今般の改正内容となります。

右肩5ページを御覧いただきまして、こちらは先ほどの内容を実際の条文に落とし込んだものとなります。改正事項の1点目は、ユニバーサルサービス交付金の算定規則に対して、マイグレ時の移行期間中の例外規定を定めた令和2年総務省令第53号附則第2条について、まずはPSTN、IPモデルを併用する部分を令和4年度及び令和5年度に適用する点もの。2点目は、先ほど御説明いたしました加重平均の割合は接続料の算定と同一のものを使うというもので、この2点を含めた改正となっております。

次におめくりいただきまして右肩6ページ目、こちらからが改正概要②の御説明となります。まず、改正後のユニバーサルサービスの全体像として、図をお示ししております。

中ほどにございますワイヤレス固定電話について、今般、離島特例通信を令和6年1

月1日からユニバーサルサービスの対象外とする。また、緊急通報を同じく令和6年1月1日から補填の対象とする内容の改正を予定しております。

次をおめぐりいただきまして、7ページ目はワイヤレス固定電話の概要として御説明しておりますが、提供イメージが右側にございますように、もともとアクセス回線としてメタル回線を使用していた部分に携帯電話網を使用して、効率的に加入電話を提供するものとなっておりますので、こちらを御参考として御確認ください。

ページをおめぐりいただきまして8ページ目、こちらがワイヤレス固定電話の提供に係る改正の1点目となりますが、ワイヤレス固定電話の提供開始に伴う加入電話の補填額の算定方法の変更となります。

算定規則第2条の改正として、まず、ワイヤレス固定電話と同じ地点に加入電話があるものとして加入者回線単価を計算する。次に、補填額の算定対象原価について、ワイヤレス固定電話分は除いて計算する、といった内容を含んでおります。

ページ中ほどに四角で囲った基本的な考え方を記載しておりますが、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定したうえで、まずは補填額を算定し、次にワイヤレス固定分の回線による補填額は除く計算式を採るための改正となります。

次のページをおめぐりいただきまして右肩9ページ目は、先ほどの御説明内容を条文にしたものですので、詳細の御説明は控えさせていただきます。

次に右肩10ページ目、こちらがワイヤレス固定電話の提供開始に伴う改正の2つ目となりますが、離島特例通信及び緊急通報の取扱いについてとなります。

ポツの1点目でございますが、まず離島特例通信については、ワイヤレス固定電話の通話料は全国一律の料金となる見込みでありますので、離島通信を特例扱いとする必要がなくなりますので、ユニバーサルサービスの対象外とする。

2点目の緊急通報については、現在の加入電話の補填の扱いを踏襲しまして、緊急電話つなぎ込み回線部分のコストのうち、高コスト地域分を補填するといった内容にしております。

こちら、離島通信に関しましては施行規則の該当条文の削除、緊急通報につきましては算定規則の該当条文の改正での対応を予定しております。

ページをおめぐりいただきまして、右肩12ページ目は、その他必要な規定の整備としております。

まず①には、適格電気通信事業者の指定に係る規定の改正を予定しております。

ユニバーサルサービス交付金の交付を受ける適格電気通信事業者を指定する手続は、電気通信事業法第108条で規定をしておりますが、その指定は施行規則第40条の7に規定する基礎的電気通信役務の種別ごとに行うこととされておりまして、現行規定は加入電話と一種公衆電話を合わせた指定となっております。

本件につきましては、現状NTT東日本、NTT西日本が指定されております。今般、ワイヤレス固定電話の緊急通報をユニバーサルサービス交付金の補填対象に含める改正を行う予定でありますので、指定を行う種別について、従前の加入電話及び第一種公衆電話を合わせたものといった指定区分を残した上で、加入電話、第一種公衆電話及びワイヤレス固定電話を合わせたものを追加する改正を予定しております。

ページをおめくりいただきまして、右肩13ページ目になりますが、その他必要な規定の整備といたしまして、今まで御説明いたしました条文に対応した別表等の規定の整備、様式の改正も予定しております。

こちらは表の詳細になりますので説明を割愛させていただきまして、最後、右肩16ページ目に今後のスケジュールの案をお示ししております。

本日諮問いたしまして、御議論いただき、お認めいただきましたならば、明日以降、意見募集を行い、3月以降に意見募集の結果を踏まえた結果をユニバーサルサービス委員会にて御審議いただき、その後、部会へ報告させていただくという形を取らせていただければと考えております。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○三友部会長　　どうもありがとうございました。ただいまの御説明につきまして、御意見あるいは御質問がございましたら、チャット機能にてお申出をお願いいたします。

佐藤委員、よろしくようお願いいたします。

○佐藤部会長代理　　佐藤です。内容的にはこれで結構だと思います。1つだけ確認になります。

右肩4ページで示された接続料算定の上の部分は、コストを2つ加重平均して、1つの単金をつくるやり方だと思います。

下の図の部分を見ると、コストが2つ、PSTNとIP-LRICがあり、それぞれのコストを使って補填額を計算した後、補填額を加重平均していくやり方。それぞれのコストを加重平均して、1つのコストでつくって算定するのではなくて、それぞれを別のコストで補填額を算定して、下の図でしめされたように右と左で示された補填額を加重平均している考え方という理解。多分、数学的に計算結果は同じになるかもしれませ

んが。考え方としては、単一のコストをつくるのではなくて、それぞれのコストで計算して、その補填額自体を加重平均しているとの理解でよろしいですか。

○寺本料金サービス課企画官 御理解のとおりでございます。

○佐藤部会長代理 はい、了解しました。

○三友部会長 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、本件につきましては、当審議会への必要的諮問事項と諮問を要しない事項で構成されているとのことでございます。これで報道発表及び意見招請等の取扱いにつきまして、改めて総務省より御説明をお願いいたします。

○寺本料金サービス課企画官 本件は、必要的諮問事項と質問を要しない事項である先ほど御説明いたしました適格電気通信事業者に係る規定も一体となって改正するものがございます。

このため、意見募集につきましては、それらを併せて総務省から行わせていただきたく考えております。

そちらでよろしければ、意見募集を開始する旨の報道発表は、本日この部会終了後に行わせていただきたく思います。意見募集の結果につきましては3月上旬に予定しておりますユニバーサルサービス委員会において、特に必要的諮問事項に関する部分についての調査・検討をいただき、その後、検討結果を本部会に報告し、また再度御審議いただきたく考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

○三友部会長 ありがとうございます。何か質問あるいは御意見がございましたらお願いをいたします。

手続上のことでございますけれども、よろしいでしょうか。

特に御意見ございませんので、それでは、本件の報道発表及び意見招請につきましては、総務省からの提案どおり、必要的諮問事項の部分も含め総務省が実施することというふうに当部会で決定をし、当部会としては、諮問された案に対して提案された意見を踏まえまして、ユニバーサルサービス委員会において調査・検討いただいた上で、最終的に当部会として答申をまとめることとしたいと思っておりますけれども、そのような手続でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三友部会長 ありがとうございます。それでは、その旨決定することといたします。

また、意見招請につきましては、1月21日土曜日から2月20日月曜日まで、総務

省において実施していただければと思います。

○寺本料金サービス課企画官 ありがとうございました。

○三友部会長 では、その旨よろしくお願いいたします。

ウ 電気通信事業法施行規則等の一部改正について【諮問第3160号】

○三友部会長 続きまして、諮問第3160号「電気通信事業法施行規則等の一部改正について」、総務省から御説明をお願いいたします。

○片桐料金サービス課長 総務省料金サービス課長の片桐でございます。資料129-6に基づきまして御説明をさせていただきます。

まず1ページ目、御覧ください。諮問書でございます。

こちら、電気通信事業法の一部改正が昨年行われまして、この施行に伴い省令改正をするものでございます。

それでは、次のページを御覧ください。以下、横長の資料に沿って説明をさせていただきたいと思います。

横長の資料の右肩1ページを御覧ください。まずは電気通信事業法の一部改正の概要でございます。

中身が大きく3つございまして、一番右の3点目、電気通信市場をめぐる動向に応じた公正な競争環境の整備の中の赤枠で囲っている部分についての関連省令でございます。具体的には、携帯大手3社、NTT東西の指定設備を用いた卸役務に係るMVNO等との協議の適正化を図るため、卸役務の提供義務と料金算定方法等の提示義務を課すといった内容の法律改正に伴うものでございます。

次の2ページ目を御覧ください。こちら、今回の卸料金の適正性の確保に向けた制度整備の全体像でございます。

接続料の算定等に関する研究会におきまして、この規律の詳細について検討されたところでございますが、この議論を踏まえて省令案を作成したものでございます。

左側の四角で囲っている中が、改正後の電気通信事業法の該当部分でございます。この中で、総務省令で定める事項が3つほどございまして、こちらについて新設ないしは改正しなければならないことから諮問させていただくものでございます。具体的には、特定卸電気通信役務の範囲、情報提示義務を課す事項及び卸電気通信役務に関する届出

事項の整理の3点でございます。

このほか、左側の四角で囲っている中の青字のところでございますけれども、2か所、「正当な理由」というのがございます。こちらは諮問対象外ではございますが、関係するガイドラインにおきまして、卸元事業者が役務提供や情報提示を拒むことができる正当な理由の範囲を明確化しようと考えてございます。

これに加えて、(5)でございますが、その他の規定の整備を行っていきたいと考えておりまして、以下、その詳細について御説明を差し上げたいと思います。

3ページ目を御覧ください。まず、特定卸電気通信役務の範囲でございます。

左側が省令改正案、右側が規定の趣旨になってございます。右の規定の趣旨を御覧いただければと思います。

まず、特定卸電気通信役務の範囲でございますけれども、法律におきまして、指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務のうち、電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないもの以外のもの、これを特定卸電気通信役務の範囲としております。広く一般利用者が利用するサービスの提供のために多くの電気通信事業者に用いられるものとの観点から、以下の3つのものを省令の範囲として記載したいと考えてございます。

なお、その利用者に対して現に提供していないもの、これは除こうと考えてございます。

まず資料左上の四角で囲っている第1号、第2号、こちらが特に影響が明らかに大きいというものとして、FTTHアクセスサービス、携帯電話及び全国BWAアクセスサービスの2つを記してございます。

これに加えて、第3号で別に告示で定める役務で、こちらは現時点において影響が明らかに大きいとまでは言えないものの、影響が少ないものではないものでございまして、こういったサービスについては、市場の競争環境に変化が生じた場合に特定卸電気通信役務の範囲を柔軟に見直すことができるようにする必要がございますので、そのために告示という形で定めようと考えてございます。

具体的には、資料右下の②の部分でございますが、加入電話の代替として用いられております光回線電話を除く光IP電話とセルラーLPWA、こちらを告示において範囲に規定したいと考えてございます。

なお、光IP電話でございますけれども、こちらは固定電話のIP網への移行に伴いまして、双方向番号ポータビリティが可能になった場合には、必ずしも影響が少なく

ないとは言えないことから、特定卸電気通信役務範囲から除外したいと考えてございます。

4 ページ目を御覧ください。こちらは情報提示義務を課す事項でございます。右側の規定の趣旨に沿って説明をさせていただきたいと思っております。

まず、①情報提示義務を課す事項でございますけれども、指定設備設置事業者は、他の電気通信事業者から特定卸電気通信役務の提供に関する契約の申入れを受けた場合、正当な理由なく、料金の算定方法と協議の円滑化に資する事項の提示を拒んではならないと、このように法律上規定されているところでございますが、この協議の円滑化に資する事項としまして、2点考えてございます。

これは、卸料金の高止まりに関する指摘の背景には、卸元事業者が提示する情報量の不足があったことで、これを補う観点からのものでございます。

具体的には、まずは接続料相当額。もう1つは、卸料金とその接続料相当額の差額の用途でございます。これは、具体的な金額につきましては営業秘密にも該当するものでございますので、これは特定卸電気通信役務として協議の円滑化に資する観点と、個別事業者の営業秘密を保護する観点のバランスを取ったものでございまして、このようにしたいと考えてございます。

この観点で、②でございますけれども、F T T Hアクセスサービスについては、これは接続料相当額ではなく、その接続料相当額の水準を表す指数という形にしたいと考えてございます。

これは具体的には競争状況の影響等と、基本的に移動通信役務でございましたら、接続料相当額に該当する数字は、基本的には公開情報がベースになっているところでございますけれども、F T T Hアクセスサービスの場合ですと、多くが1つの芯線を複数の利用者によってシェアして利用する形になってございまして、そうしますと接続料の公開情報からでは個別の接続料相当額が見えないことになってございます。

この観点から、先ほど申しました営業秘密の保護と併せて協議の円滑化の観点から、その接続料相当額が高くなったのか安くなったのかはっきりと分かるような指数を提示することで、この接続料相当額に代えたいと考えております。

1 ページおめくりください。続いて卸電気通信役務に関する届出事項の整理でございます。こちら右側の規定の趣旨に沿って御説明を差し上げます。

現在、指定電気通信設備設置事業者は、指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務全

てについて届出義務が課されるとともに、特に公正競争を確保する必要があるF T T Hアクセスサービスと携帯電話、BWAアクセスサービスの卸電気通信役務については、詳細な届出が義務づけられています。

今般、特定卸電気通信役務を新たに規定するに伴いまして、これを現在の省令に反映させるものでございます。

結果としまして、基本的には現在詳細な届出を義務づけられているものに加えて、特定卸電気通信役務が詳細な届出が必要なものになりますので、具体的には、主に光I P電話、セルラーL PWA、こういったものが新たに詳細届出の対象に加わるイメージでございます。

これに加えまして、軽微な事項ではございますが、②を御覧いただければと思います。5 G対応のBWAアクセスサービスに係る整理ということでございまして、こちらは法律改正とは直接は関係ございませんが、令和2年8月に無線設備規則にBWAアクセスサービスの5 G対応に係る規定が追加されてございまして、それを踏まえた改正を行うものでございます。

続いて右肩6 ページを御覧ください。役務提供義務及び情報提示義務の例外とのことで、こちらは諮問対象外ではございますが、特定卸電気通信役務に係る役務提供義務及び情報提供義務の中の正当な理由を、ガイドラインにおいて明確化したいところでございます。

具体的には、資料中、下にあります①及び②でございまして、まず①役務提供を拒める正当な理由でございまして、こちらについては、電気通信事業法が規定する電気通信回線設備との接続を拒める場合と同等の正当な理由がある場合を規定しようと考えております。

この中には、移動通信分野においては、MNOがB t o B t o X型のビジネスを提供する中、パートナー企業に特定卸電気通信役務を提供する場合であって、そのパートナー企業の知的財産権を侵害する場合も含まれる。このように明確化したいと考えてございます。

②情報提供を拒める正当な理由については、こちらは、例えばとして2点例示をしております。

1つが、秘密保持契約による保護対象である事項のうち、個別の電気通信事業者のみに係る事項であることが明らかである場合、また、卸提供事業者が提供する役務の設計

に関する営業秘密であって、当該事項を提示することによって卸提供事業者の競争上の地位を不当に害する場合がございます。

すなわち、単に事業の経営に関する秘密であることのみをもって提示を拒むことは正当な理由に当たらず、このようにかなり限定された理由があれば正当な理由に該当する規定としたいと考えているものでございます。

続いて7ページ目を御覧ください。こちらも諮問対象外でございますが、軽微な改正でございます。

規定の趣旨を御覧いただければと思いますが、特定卸電気通信役務の提供に関する協議においても、協議が不調な場合は、一方の当事者の申立てがあった場合、総務大臣が協議の開始・再開等を命ずる形になってございますけれども、その申立てに係る様式について、特定卸電気通信役務に関する命令申立書の形で様式の整備を行うものでございます。

続いて8ページ目を御覧ください。経過措置等でございます。

これは施行期日を法律の施行日、すなわち令和5年6月16日から施行することとするとともに、所要の経過措置を設けるものでございます。

最後9ページ目を御覧ください。スケジュールでございまして、本日諮問されましたら、諮問後に、明日1月21日から1か月間、パブリックコメントを求める予定でございます。

それを踏まえまして、3月24日にできれば答申をいただきたいと考えてございまして、もし答申をいただけましたら速やかに制度整備いたしまして、6月16日に施行させると考えております。このようなスケジュール感を持っているところでございます。

それ以降のページは、実際に省令、ガイドライン、告示の改正案でございますので、説明は割愛させていただければと思います。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○三友部会長　　どうも御説明ありがとうございました。ただいまの御説明につきまして、御意見あるいは御質問がございましたら、チャット機能にてお申出をお願いいたします。

それでは藤井委員、よろしく願いいたします。

○藤井委員　　電気通信大学の藤井でございます。特定卸電気通信役務の範囲について、右肩3ページのところについて2点お伺いしたいのですが、1点は、セルラーLPWAは携帯電話と別の形で今回提起されているかと思うのですが、電気通信事業法では携帯

電話とは異なる定義でセルラーLPWAを定義していて、これまでそれは競争関係に及ぼす影響が少ないもの以外のものの範囲には入っていなかったのですが、今回指定をした形でよろしいでしょうか。

もう1点は、携帯電話の3Gが入っていないのは、これはもうサービスが終了するから、今回特に指定は必要ないだろうとの判断でよろしいでしょうか。

以上、2点でございます。

○片桐料金サービス課長 ありがとうございます。1点目はそのとおりでございます。

2点目、3Gについてもそのとおりでございます。

以上でございます。

○藤井委員 承知しました。ありがとうございます。

○三友部会長 ありがとうございます。

続きまして佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤部会長代理 佐藤です。ありがとうございます。特定卸電気通信役務については、卸先事業者へのヒアリングも行いまして、その結果、事業者間協議が機能してこなかった事実が認識されたと思います。それで今回、制度整備に至ることになったと理解しています。

そういう意味では、モバイルでいえば10年間協議が成り立たずに、音声卸料金の高止まりが続いた。さらに、これから5Gサービス展開が進む中で、事業者協議が円滑に進んでいくかが非常に大事になってくると思います。質問ではなくてコメントになりますが、総務省としても事業者間協議がきちんと機能していくかについて引き続き注視していただきたいと思います。

以上です。

○三友部会長 ありがとうございます。御意見として承りましたが、片桐課長、何かございますか。

○片桐料金サービス課長 御指摘を踏まえて、しっかり対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○三友部会長 ありがとうございます。

続きまして山下委員、お願いいたします。

○山下委員 私も似た趣旨になるかと思うのですけれども、卸料金の高止まりを何とか是正しようと様々な措置を取られていると思うのですけれども、結局のところ、例えば

料金を明確に出せないので100という指数を使うこととか、それから、営業の秘密があって、それを守らなければならないこととのバランスとか、必要かもしれないのですが、それを隠れみのにして料金の是正がうまくいかないようなことにならないようにする必要はあるかなと思います。

それを、誰がその義務を負うかになれば、この審議会も義務を負うと思いますし、総務省でも監視をする、あるいは他の事業者もそれが正当な理由として妥当かどうかを監視していくことが必要かなと思いました。

以上、コメントです。

○三友部会長 ありがとうございます。大変貴重なコメントですが、片桐課長、いかがですか。

○片桐料金サービス課長 まさに御指摘のとおりかと思います。引き続き検証作業等を通じまして、制度が適切に施行されるよう、しっかりと見てまいりたいと考えております。

以上でございます。

○三友部会長 承知いたしました。そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、総務省から改正案の内容等について報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。

また、提出された意見を踏まえ、総務省で検討いただいた上で、当部会として答申をまとめることとしてはいかがだと思いますけれども、そのような形で進めてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三友部会長 ありがとうございます。それでは、その旨決定することといたします。

どうも片桐課長、ありがとうございました。

エ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（令和5年度の接続料の改定等）について

【諮問第3161号】

○三友部会長 続きまして、これが最後の案件ですか、諮問第3161号「東日本電信

電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（令和5年度の接続料の改定等）について」、総務省から引き続き説明をお願いいたします。片桐課長、よろしく申し上げます。

○片桐料金サービス課長　引き続き、料金サービス課長の片桐が御説明をさせていただきます。資料129-7を御覧ください。

まず1ページ目、諮問書でございます。本件は、東日本電信電話株式会社と西日本電信電話株式会社から、電気通信事業法第33条第2項の規定に基づきまして、接続約款の変更の認可申請があったものでございます。

こちらの申請につきまして総務省で審査した結果、認可要件のいずれにも適合していると認められるので、同条第2項の規定により認可することとさせていただければと思っております、この点について諮問させていただくものでございます。

具体的な内容につきましては、次のページ以降で御説明をさせていただきます。

では右肩の1ページ目を御覧ください。こちらは接続約款の変更認可申請の申請日等の概要でございます。

続いて2ページ目を御覧ください。接続約款の変更認可申請の全体像になってございます。

今回の申請では、実績原価方式に基づく接続料の改定等のみが行われることになってございます。実は、将来原価方式による加入光ファイバに係る接続料改定につきましても、今年がそのタイミングではありますけれども、光ファイバの耐用年数に係る議論等に時間を要することがございまして、これとは別に、5月頃を目途に別途申請がなされると伺ってございます。

3ページ目を御覧ください。主な変更内容で、まずは4ページ目の実績原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定について御説明をさせていただきます。

5ページ目を御覧ください。まずはドライカップの接続料の推移でございます。

ドライカップの令和5年の接続料につきましては、NTT東西ともに、費用の効率化等により接続料原価の減少はあったものの、需要の減少トレンド、これは継続しておりますので、令和4年度と比べて上昇傾向になってございます。

続いて6ページ目を御覧ください。工事費・手続費でございます。

こちらも全体の傾向としましては、まずNTT東西ともに、労務費単金、共通管理費の増加によりまして、作業単金が上昇している状況でございます。

具体的には、左下の図の青囲みのところでございます。昨年よりも、NTT東日本株式会社で108円、NTT西日本株式会社で32円上昇となっております。その他、調達価格の上昇等による物品費の増加等が影響しまして、全体的に上昇傾向でございます。

続いて、光屋内配線に係る工事費についてでございます。こちら、光屋内配線の工事費の算定に用いられる作業時間につきまして、毎年、配管の有無を調査して、その配管の有無の比率が大きく変化した場合には接続料に反映することになってございます。これは、平成26年に実施した再計測におきまして、屋内配線を収容する配管の有無が作業時間に影響を与えていることが判明したからでございます。

今般、NTT東西におきまして配管の有無を調査したところ、その比率は大きな変化がなかったとのことでございますので、作業時間は平成26年度の再計算時と同等で設定しています。

その結果、右下の表の青囲みのところでございますけれども、NTT東日本株式会社におきましては363円、NTT西日本株式会社におきましては205円、上昇になってございます。

7ページ目を御覧ください。これは公衆電話機能の接続料の単一品目化でございます。

公衆電話機能につきましては、これまでアナログの公衆電話とデジタル公衆電話で別々の接続料が設定されてございます。

この点について、公衆電話発のIP網移行に伴いまして、令和6年1月以降、アナログ公衆電話とデジタル公衆電話の信号識別ができなくなります。

また、公衆電話の利用の大層を占めます公衆電話発携帯電話着の通話について、料金設定権の変更がございましたので、接続事業者によるこの機能の利用が著しく減少してございます。

こういったことも踏まえまして、アナログ公衆電話とデジタル公衆電話の接続料を単一品目化したいとの申請があったところでございます。

具体的には資料中、下の表でございますけれども、これまで2つの区分があったものについて、新しく公衆電話発信機能に統一いたしまして、その料額は右下の青い四角で囲った部分になっているところでございます。

それでは8ページ目を御覧ください。続いて接続約款の変更、具体的には電気料の改定頻度の見直し等について御説明をさせていただきます。

9 ページ目を御覧ください。コロケーション料金のうち電気料については、他の接続料と同様、年度ごとにこれまで改定を行ってきたところでございます。

今般の電力料金の燃料調整費の上昇等の影響によりまして、令和5年度の改定において大幅に上昇することになってございます。年度ごとに改定を行うこれまでの改定方法では、燃料調整費が継続的に上昇または減少する局面において、電気料の大幅な変動が生じやすくなってございます。

このような状況を踏まえすと、燃料調整費の影響をコロケーション電気料に適時に反映して料額の大幅な変動を抑止する観点から、電気料の改定頻度を四半期ごとに変更したい旨の申請があったところでございます。

具体的には資料中、下の図のとおりでございまして、これまでは反映するのにかなりのタイムラグがあったものでございますが、今後はタイムラグが少なくなりまして、その結果、料金の変動幅が抑えられる見込みでございます。

10 ページ目は参考でございますので、説明は割愛させていただきたいと思っております。

11 ページ目を御覧ください。NTT西日本における令和4年度の接続料改定における手数料の算定の誤りでございます。

こちらは何かといいますと、NTT西日本の令和4年度の接続料改定におきまして、手数料の1品目であります同一番号移転可否情報調査費において、誤った料額が算定・申請されたものでございます。

令和4年度4月1日以降、誤った料額によって接続事業者への請求が行われていることが分かりまして、それが令和4年12月末までの間に約7.9百万円の過少な額となることが判明したものでございます。

この手数料に係る収入と原価・利潤を一致させるために、今回の接続料改定におきまして、改めて令和4年度の正しい料額を算定して、接続約款の附則に、令和4年度に生じた請求差額を精算するための規定を置く申請があったものでございます。

この誤りの原因でございますけれども、資料中、一番下の四角を御覧いただければと思いますが、表計算ソフトのリンク機能を用いているところ、これが誤って解除されたものの解除されたことに気づかないまま申請が行われたとのことでございます。

NTT西日本におきましては、策定・申請過程におけるファイル作成手順の見直しをして、相互確認作業の徹底等により再発防止を図る旨、報告をいただいております。

続いて12 ページ目を御覧ください。他の事項、具体的には3条許可とスタックテス

トについて、御説明をさせていただければと思います。

13ページ目を御覧ください。接続料規則第3条に基づく許可申請等の概要でございます。

接続料規則におきましては、特別な理由がある場合には、総務大臣の許可を受けて、この省令の規定によらないことができることが規定されているところございまして、この規定に基づきまして、今回5件、許可申請があったものでございます。そのうち上の3つについては継続案件でございますので、今回説明は割愛させていただければと思います。

新しい案件が2件ございます。1つが4番目の10Gbpsインターフェースに対応する設備に係る接続料の算定方法の特例でございます。

こちらは、新しく10Gbpsインターフェースに対応した収容ルータにおける一般収容ルータ優先パケット識別機能を設けておりますけれども、これについて、現時点において利用数を見通すことが困難で、合理的に予測ができないとの申出がございました。このため、従前より接続料が設定されている1Gbpsのインターフェースに対応したもの、これの接続料を準用したいとのことでございます。

続いては5番目の利用のない接続機能の廃止等でございますけれども、こちらは長期間にわたって接続事業者の利用がない機能について、接続事業者における将来的な利用意向もないことを確認した上で、接続料を設定しない、または接続料を改定しないことを求めるものでございます。

具体的には1つ目のポツのドライカップのサブアンバンドルのFTTRに対応する機能については、これは設定しないことを許可申請しているものでございます。また同様に、次のポツのISM折返し機能についても同様でございます。

3つ目のポツの特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能、地域IP網の収容局接続のための機能でございますけれども、こちらについては接続料を改定しない、従来の接続料をそのまま使う形でどうかとの許可申請がなされているものでございます。

14ページ目を御覧ください。こちらは、平成30年の電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の附則第6項に基づく許可申請でございます。

具体的な内容につきましては、1ページ飛ばして16ページ目を御覧いただければと思います。ゲートウェイルータ（IPoE接続）の利用中止費の扱いでございまして、こちらは何かといいますと、関門系ルータ交換機能、これはIPoE方式で接続する場

合でございますけれども、その接続料の算定方法は網使用料として接続料を設定するとなっています。ただし、それ以前は網改造料として設定されていたことを踏まえまして、経過的な特例措置として、当分の間、総務大臣の許可を受けて、利用中止について、利用を中止した事業者から取得することができることが規定されております。

これを踏まえまして、平成30年度以降毎年度、NTT東西から許可申請が行われておりまして、本申請で6度目になるものでございます。

なお、本件については、接続料の算定等に関する研究会の第6次報告書、これは昨年9月9日に公表されたものでございますけれども、こちらにおいて、現時点において直ちに原則に戻すことは適当ではないものの、増設が落ち着くと想定される2025年を目途に、改めて利用中止費の経過措置を維持すべき事情があるかについて検討して、特段の事情が認められない限りは、その時点で原則に戻すことが適当とされているものでございます。

続きまして17ページ目を御覧ください。接続料と利用者料金関係の検証（スタックテスト）でございます。

こちらは、固定通信分野における接続料と利用者料金への関係の検証に関する指針においては、このスタックテストを実施しまして、両者のサービスごとに、利用者料金収入とそのサービス提供に用いられる機能の接続料総額を比較しまして、両者の差分が20%以上なのかそれ未満なのかでスクリーニングをかけまして、これが20%未満の場合には、改めて不当な競争を引き起こさないことを示す論拠の提出を求めるといった仕組みでございます。

18ページ目を御覧ください。このスタックテストは2種類のものを行っています。

まずは大きくサービスごとの検証で、こちら、両者の検証対象サービスは、利用者料金収入と接続料総額の差分が、先ほど申しました20%を全て上回っていることございまして、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとは認められなかったとの結果になってございます。

続いて19ページ目でございます。こちらは、より詳細なサービスメニューごとの検証でございます。

サービスメニューごとについて、それぞれのサービスごとで必ずしも20%となるわけではないことから、こちらについてはメニュー単位で、少なくとも利用者料金が接続料を上回っているかどうかというのを検証するものでございますが、こちらも全てのサ

ービスメニューにつきまして、利用者料金が接続料相当額を上回って、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとは認められなかったとの結果になりました。

この赤い四角で囲った枠内は委員限りの数字でございますので、取扱いには御注意いただければと思います。

20ページ目以降が自己資本利益率になります。

21ページ目を御覧ください。今年度適用をする自己資本利益率につきましては、令和3年度に主要企業の自己資本利益率が大幅に改善したこと等の影響によりまして、昨年の適用値——これはこの表の下、青字で書いております4.31%より上昇した4.40%でございますが、一昨年、令和3年度の適用値の5.21%よりは低い形になってございます。

続いて22ページ目を御覧ください。こちら、細かいのですけれども、東証・名証の市場区分の見直しというのがございました。具体的には、東証において、第1部・第2部というのをプライム市場・スタンダード市場に見直されたところですが、こちらの見直し等を踏まえた算定方法の見直しも行ってございます。

資料中、中ほどの表の一番下のところ、主要企業の平均自己資本利益率を御覧いただきますと、見直し前のデータで取る場合は9.74%ですけれども、今回見直し後では9.71%で、多少下がった値になってございます。

23ページ目以降でございます。その他の変更内容とのことで、こちらの内容については基本的には説明は割愛させていただければと思いますけれども、32ページ目だけ御説明させていただければと思います。

32ページ目を御覧ください。その他の規定整備とあるところでございます。この(1)高速広帯域アクセスサービスにおける新たなインターフェースの提供について、御説明をさせていただきます。

これは、規定整備という観点からは、高速広帯域アクセスサービスにおいて光トランスポートネットワークのインターフェースを新たに追加する簡単なものでございますけれども、これはNTT東西が2030年頃の実用化に向けて現在推進しております次世代コミュニケーション基盤「IOWN」の先駆けとなるサービス、これに利用する機能でございます。

33ページ目以降は参考資料でございますので、説明は割愛させていただきます。

私からの説明は以上でございます。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○三友部会長　　どうも御説明ありがとうございました。それでは、ただいまの説明につきまして、皆様からの御意見あるいは御質問がございましたら、チャット機能でお申出をお願いいたします。

それでは大谷委員、お願いいたします。

○大谷委員　　大谷でございます。御説明、丁寧にありがとうございました。

教えていただきたい点がございます。今回、コロケーションの費用の部分ですけれども、電気料の燃料調整費の部分の値上がりというものの影響を受けて、四半期単位で見直しをされるとのことですので、この取組については歓迎すべきものだと思っております。

それで、その関係ですけれども、これまでコロケーション費用の4割がそういった電気料だとのこともあって、予測可能性を担保するために、ホームページなどで電気代を年に1回出していただくなどの取組もしていただいたところですが、この四半期単位になることで、常時電気代の現状については、ホームページなどで接続事業者に、特に地域によっても違うと思いますので、表示いただけるものと理解してよろしいのでしょうか。細かいことで恐縮ですが、教えていただければと思います。

○片桐料金サービス課長　　御質問ありがとうございます。この点について、今回ご説明を割愛させていただいたところがございますけれども、10ページ目に、参考としてコロケーション費用の予見可能性の確保に関する過去の議論がございます。

これまでも、NTT東西におきまして、コロケーション費用の変動について、予見可能性の確保のための費用の事前開示の取組を実施していただいておりますので、この取組が後退しない形で、しっかりとしていただければと考えてございます。

以上でございます。

○三友部会長　　大谷委員、よろしいですか。

○大谷委員　　コロケーションの利用事業者にとっては重要な情報になると思っておりますので、今おっしゃったように後退しないようにすることはもちろんのこと、できましたら、むしろ現状に合わせて、地域や利用される建物によっても違う部分があると思っておりますので、ぜひ予見可能性に資するように取り組んでいただくよう、総務省からの働きかけもお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○三友部会長　　どうもありがとうございました。大変重要な指摘だと思います。

そのほかにかがででしょうか。ございませんか。よろしいでしょうか。

そうしましたらば、本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従いまして、諮問された内容を報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。

本件に関する意見招請は2回実施することとし、第1回目の意見募集期間は1月21日土曜日から2月20日月曜日までといたします。その後2回目の意見招請を行ってから、接続委員会において調査・検討いただいた上で、最終的に当部会として答申をまとめることとしてはいかがかと思えますけれども、そのような手続でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三友部会長　ありがとうございます。それでは、その旨決定することといたします。どうもありがとうございました。

○三友部会長　以上で本日の審議が終了いたしました。最後に、委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局からお願いいたします。

○福田情報流通行政局総務課課長補佐　事務局でございます。次回の電気通信事業部会は別途御連絡を差し上げますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○三友部会長　それでは、以上をもちまして本日の会議を終了いたします。長い時間ありがとうございました。

閉　　会